

## ○杵築市日常生活用具給付事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日杵築市告示第 61 号)

**改正** 平成 20 年 3 月 14 日告示第 7 号 平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号  
平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号 平成 22 年 4 月 1 日告示第 40 号  
平成 22 年 11 月 30 日告示第 76 号 平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号  
平成 25 年 1 月 16 日告示第 3 号 平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号  
平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号 平成 26 年 10 月 31 日杵築市告示第 49 号  
平成 27 年 3 月 19 日杵築市告示第 3 号 平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号  
平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号

(目的)

第 1 条 杵築市日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)は、重度障害者及び難病者等に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者及び難病者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、杵築市とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「重度障害者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。)第 19 条第 2 項及び第 3 項に規定する障害者であって、杵築市が援護の実施者となる重度の障害を有する者とする。

2 「難病者」とは支援法第 19 条第 2 項及び第 3 項に規定する難病者であって、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者とする。

(用具の種目及び対象者)

第 4 条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

(1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる重度障害者及び難病者等とする。

(2) 点字図書給付については、別紙 1「杵築市点字図書給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。

(3) 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)の給付については、別紙 2「杵築市住宅改修費給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。

(4) 用具の貸与の対象者は、(1)に掲げる重度障害者及び難病者等であつて、所得税非課税世帯に属する者とする。

(申請)

第5条 用具の給付等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、杵築市日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第1号)を福祉推進課長に提出しなければならない。

(調査)

第6条 福祉推進課長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査を行い、杵築市日常生活用具給付(貸与)調査書(様式第2号)を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定)

第7条 福祉推進課長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには、杵築市日常生活用具給付(貸与)決定通知書(様式第3号)により、給付等を却下したときは杵築市日常生活用具給付(貸与)却下決定通知書(様式第4号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 福祉推進課長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、杵築市日常生活用具給付(貸与)券(様式第5号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第8条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者(以下「給付等決定者」という。)は、用具購入者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第9条 用具の貸与の決定を受けた者は、福祉推進課長と賃貸の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに福祉推進課長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第10条 給付等決定者又はこの者を扶養する者(以下「納入義務者」という。)は、当該用具の給付等に要する費用の一部を事業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、支援法に基づく補装具費の支給の例による。ただし、ストーマ装具の給付については、費用の一部負担を5%とする。

(事業者への支払)

第11条 福祉推進課長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があつたとき(給付の場合は、給付券を添付して)は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により

納入業務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(貸与の取消し)

第12条 福祉推進課長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 重度障害者等でなくなったとき。
- (4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第13条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、買い付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第14条 福祉推進課長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排せつ管理支援用具及び人工内耳用電池の特例)

第15条 福祉推進課長は、重度障害者及び難病者等の申請の手続の利便を考慮し、排せつ管理支援用具(ただし、収尿器を除く。)及び人工内耳用電池については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦の2か月から6か月を1単位として給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表の基準額(月額)の範囲内で1か月に必要とする排せつ管理支援用具及び人工内耳用電池に相当する額に前号の1単位とした月数を乗じた額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。
- (4) 第10条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整理)

第16条 福祉推進課長は、用具の給付等の状況を明確にするため、杵築市日常生活用具給付(貸与)台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日告示第 7 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 40 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日告示第 76 号)

この告示は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 16 日告示第 3 号)

この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 31 日杵築市告示第 49 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日杵築市告示第 3 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第11条関係)

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	備考
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年	
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上のもの	介護者が身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年	

	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年	
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	159,200円	8年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円(手すり付) 9,850円	8年	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	4,460円	3年	
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円(手すり) 5,400円	8年	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能		3年	レディメイドによる製品に

		転倒するおそれのある身体障害者(児)又は重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 1 5,200 円 イ 3 6,750 円		ついては、基準額欄の額の80%の範囲内の額とする。
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年	
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年	
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年	
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	10年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年	
在宅	透析液	腎臓機能障害3級以上の身	透析液を加温し、一定	51,500円	5年	

療養等支援用具	加湿器	体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	温度に保つもの	0円	年	
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000円	5年	
	電気式たん吸引器			56,400円	5年	
	酸素ボンベ運搬車			17,000円	10年	
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円	5年	
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	18,000円	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	難病患者等の身体状況を十分ふまえたものであって必要な強度と安定性を有するもの	157,500円	8年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由若しくは音声・言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)又は意思の伝達が著しく困難な知的障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)・知的障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800円	5年	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者(児)	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000円	—	原則1回



		<p>上肢機能障害者(児)インテリキー、ジョイスティック等</p> <p>視覚障害者(児)画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等</p>			
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上を有する身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年	
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。原則として学齢児以上の者	<p>視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。</p> <p>(1) 標準型</p> <p>ア 両面書真鍮板製</p> <p>イ 両面書プラスチック製</p> <p>(2) 携帯用</p> <p>ア 片面書アルミニウム製</p> <p>イ 片面書プラスチック製</p>	<p>(1) 標準型</p> <p>ア 10,712円</p> <p>イ 6,798円</p> <p>(2) 携帯用</p> <p>ア 7,416円</p> <p>イ 1,699円</p>	<p>7年</p> <p>5年</p>	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	63,100円	5年	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品	85,000円	6年	

			であって、視覚障害者(児)が用意に使用し得るもの			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800円	6年	
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者		画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年	
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者		視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)等が容易に使用できるもの	71,000円	5年	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が	88,900円	6年	

			容易に使用し得るもの			
人工喉頭	喉頭摘出者		<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式 8,343 円</p> <p>電動式 72,203 円</p>	4 年	5 年
福祉電話(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの		新規設置 83,300 円 回線切換のみ 2,000 円		
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの		7,700 円		
人工内耳用電池	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害者(児)	人工内耳に使用する電池		月額 2,500 円		
		人工内耳に使用する充電電池(充電器は含まない)		年額 30,000 円		

	人工内耳体外装置	次のいずれにも該当する者  (1) 人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害者(児)で、現に装着している体外装置が5年以上経過している者。ただし、障害児については、心身の成長、生活環境の変化及び教育上の必要性等を考慮し、新たな体外装置の給付が真に必要と認められる場合はこの限りではない。  (2) 本市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている者	人工内耳用音声信号処理装置、マイクロホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット、接続ケーブル等で、対象者が容易に使用し得るもの	1,100,000円	5年	医療保険が適用できるときは、給付しない。
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—	
	点字図書	福祉推進課長が別に定める。				
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	ストーマ装具(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋  ストーマ装具(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	ストーマ装具(消化器系) 月額 8,858円 ストーマ装具(尿路系) —	—	自己負担額は基準額又は購入費のいずれか低い額の5%とする。

			で尿処理用のキャップ付のもの	月額 11, 639 円		
	紙おむつ等	ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12, 360 円		
	収尿器	高度の排尿機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 月額 7,9 31 円 簡易型 月額 5,8 71 円 女性用 普通型 月額 8,7 55 円 簡易型 月額 6,0 77 円	0.5 年	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	福祉推進課長が別に定める。				

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

様式第1号(第5条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

日常生活用具給付(貸与)調査書  
[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

日常生活用具給付(貸与)決定通知書  
[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

日常生活用具給付(貸与)却下決定通知書  
[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

日常生活用具給付(貸与)券  
[別紙参照]

様式第6号(第16条関係)

日常生活用具給付(貸与)台帳  
[別紙参照]

別紙1(第4条関係)

点字図書給付事業実施要綱  
[別紙参照]

別紙2(第4条関係)

住宅改修費給付事業実施要綱

[別紙参照]

様式第1号(第5条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書

年 月 日

杵築市福祉推進課長 様

申請者 住所 杵築市  
 氏名 ㊞  
 個人番号  
 対象者との続柄 ( )  
 電話 ( ) ー

杵築市日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。  
 なお、日常生活用具の給付(貸与)の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

記

対 象 者	氏名 (個人番号 )	生年月日	年 月 日生		
	居住地			性別	男・女
	障害者手帳	身知精第 号	年 月 日交付		
	障害名 疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)		障害等級	種 級
世 帯 状 況	氏名	対象者との続柄	生年月日	備考(対象者に対する介護状況等)	
			.		
			.		
			.		
			.		
給付(貸与)を希望する理由					
給付(貸与)を受けたい用具の名称				希望する型式・規模等	
給付(貸与)上特に希望する事項					
該当する所得区分	1 生活保護 2 低所得 3 一般 4 一定所得以上				
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。				
その他特記事項					

※ 添付書類：障害者手帳の写し、用具の見積書



様式第2号(第6条関係)

日常生活用具給付(貸与)調査書

申請書受付番号 及び受理年月日		第	号	申請者 氏名			対象者との 続柄		
		年	月	日	生年月日		年	月	日
対象者	氏名				生年月日		年	月	日
	居住地								
	手帳番号	第	号	障害部位			障害等級	種 級	
世帯 状 況	氏名	年	齢	続柄	課税区分	市民税所得割	備考		
該当する所得区分		1 生活保護    2 低所得    3 一般    4 一定所得以上							
給付(貸与)後の 介護の状況		1 自立可能    2 見守りが必要    3 一部介助必要    4 全介助    5 その他( )							
給付(貸与)の 要・否		要・否 (理由: )							
給付(貸与)する 用具の名称・型式					予 定 価 格	円			
対象者又は扶養義 務者が支払うべき額		円			公費負担予定額	円			
用具納入業者名									
納入業者の住所									
その他特記事項									
調査年月日		年	月	日	調査員職・氏名			⑨	

福祉第 一 号  
年 月 日

日常生活用具給付（貸与）決定通知書

様

福祉推進課長

先に申請のありました日常生活用具について、杵築市日常生活用具給付事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		障害者手帳番号	第 号
居住地			
給付する用具名 (型式・規模等を含む)			
納入業者名			
所在地	電話 — —		
価格	円		
対象者又は扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担額	円

注意事項

- 日常生活用具の給付等には、対象者又は扶養義務者がその負担能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。
- 給付された用具は、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。
- 2に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- この決定について、不服があるときはこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に杵築市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、6か月以内に、杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は市長となります。）提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号(第 7 条関係)

福祉第 一 号  
年 月 日

日常生活用具給付（貸与）却下決定通知書

様

福祉推進課長

年 月 日に申請のありました日常生活用具給付（貸与）につきまして、審査の結果、却下することに決定しましたので、杵築市日常生活用具給付事業実施要綱第 7 条の規定により、通知します。

却下の理由

なお、この決定に不服があるときはこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に杵築市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第7条関係)

日常生活用具給付(貸与)券

① 給付番号	第 号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日
⑤ 居住地			
⑥ 申請者氏名		⑦ 対象者との続柄	
⑧ 給付する用具名 (型式・規模等)		⑨ 価 格	円
⑩ 給付等を受ける者 又は扶養する者が 支払うべき額	円	⑪ 公費負担額	円
⑫ 納入業者名			
⑬ 所在地	電話 — —		
⑭ この券の有効期限			
給付等の決定を受け た者が業者に提示す る期限	年 月 日	納入業者の公費 支払請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。  年 月 日  福祉推進課長			
⑮ 業者の用具納入 した日	年 月 日	⑯ 給付等を受けた 者又は扶養する 者より受領した額	円
⑰ 納入業者名及び 受領年月日	業 者 名 ⑰		
	受領年月日 年 月 日		
⑱ 用具受領者氏名 及び受領印	⑱	⑲ 検 収 者	職 名 氏 名 ⑱
⑳ その他特記事項			

※注 本表は、①～⑭、⑯、⑳は福祉推進課、⑮～⑰までは納入した業者が、⑱は受領者が記入、押印すること。



## 別紙1(第4条関係)

### 杵築市点字図書給付事業実施要綱

#### (目的)

第1条 杵築市点字図書給付事業(以下「事業」という。)は、視覚障害者(児)にとって重要な情報入手手段である点字図書が、一般図書と比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が著しく妨げられているという現状から、点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は杵築市とする。

#### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 視覚障害者(児) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚の障害を有する者
- (2) 点字出版施設 点字図書給付対象出版施設をいう。

#### (給付対象者)

第4条 給付の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第2項及び第3項に規定する者であって、杵築市が援護の実施者となる障害者で、視覚障害者(児)とする。

#### (対象図書)

第5条 給付対象の点字図書は、点字出版施設が発行する点字図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除くものとする。

#### (給付の限度)

第6条 給付対象者1名につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

#### (申請等)

第7条 点字図書の給付を受けようとする視覚障害者(児)又はその保護者(現に扶養している者を含む。以下同じ。以下「申請者」という。)は、杵築市点字図書給付申請書(様式第1号)に点字図書施設が発行する杵築市点字図書発行証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)を添えて福祉推進課長に申請しなければならない。

2 福祉推進課長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、杵築市点字図書給付台帳(様式第3号)に所定の事項を記入し、証明書の給付証明書の欄に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

第8条 証明書の交付を受けた視覚障害者(児)又はその保護者(以下「受給者等」という。)は、証明書に自己負担金を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金)

第9条 前条で規定する自己負担金の額は、杵築市日常生活用具給付事業実施要綱の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担金の額とする。

(費用の請求)

第10条 点字出版施設は、点字図書の価格から自己負担金を控除した金額を福祉推進課長に請求するものとする。

(返還)

第11条 福祉推進課長は、受給者等が、偽り、その他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定める。

様式第1号(第7条関係)

杵築市点字図書給付申請書

年 月 日

杵築市福祉推進課長 様

【申請者】

住 所

氏 名

⑩

生 年 月 日

対象者との続柄

( )

連 絡 先

杵築市点字図書給付事業実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 給付図書名

2 点字出版施設名

3 価 格 円

4 巻 数

5 給付対象者 住 所  
氏 名

6 自己負担金の額 円



様式第2号(第7条関係)

杵築市点字図書発行証明書

【申請者】

住 所

氏 名

連 絡 先

【給付申請図書】

図 書 名

点字出版施設

所在地  
名 称

㊟

価 格

巻 数

自己負担金額

円

福祉第 号  
年 月 日

給 付 証 明 書

上記の点字図書を給付することを証明する。

杵築市福祉推進課長

㊟



別紙 2(第 4 条関係)

杵築市住宅改修費給付事業実施要綱

(目的)

第1条 杵築市住宅改修費給付事業(以下「事業」という。)は、日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の重度心身障害者が住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより、地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、杵築市とする。

(給付対象者)

第3条 給付の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第2項に規定する者であって、杵築市が援護の実施者となる障害者で、次項の条件を満たす者とする。

2 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者であって、障害程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者)とし、原則として、1回に限るものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)により、住宅改修費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

(対象範囲)

第4条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修に附帯して必要となる住宅改修

(給付要件)

第5条 住宅改修費の給付は、対象者が現に居住する住宅について行われるも

の(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して福祉推進課長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

第6条 住宅改修費の給付を受けようとする障害者等又はその保護者(現に扶養している者を含む。以下同じ。以下「申請者」という。)は、杵築市住宅改修費給付申請書(様式第1号)を福祉推進課長に提出しなければならない。

(調査)

第7条 福祉推進課長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、杵築市住宅改修費給付調査書(様式第2号)を作成し、住宅改修費の給付の可否を決定しなければならない。

(決定)

第8条 福祉推進課長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときには、杵築市住宅改修費給付決定通知書(様式第3号)により、給付を却下したときには、杵築市住宅改修費給付却下通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

2 福祉推進課長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときには、杵築市住宅改修費給付券(様式第5号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(給付)

第9条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた障害者等又はその保護者(以下「給付決定者等」という。)は、住宅改修業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第10条 給付決定者等は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払うべき額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給の例によるものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(業者への支払)

第11条 福祉推進課長は、業者から住宅改修費の給付に要した費用の請求が

あったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により給付決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において住宅改修費の給付に要した費用の額は、20万円を上限額とする。

(費用の返還)

第12条 福祉推進課長は、虚偽、その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた給付決定者等があるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(台帳の整理)

第13条 福祉推進課長は、住宅改修費の給付状況を明確にするため、杵築市住宅改修費給付台帳(様式第6号)を整理するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定める。

様式第1号(第6条関係)

杵築市住宅改修費給付申請書

年 月 日

杵築市福祉推進課長 殿

申請者 住所 杵築市  
氏名 ( )  
個人番号 ( )  
連絡先 ( )  
(対象者との続柄 ( ))

杵築市住宅改修費給付事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。  
なお、住宅改修費の給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	氏名	(個人番号 )	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
	住所			性別	男・女
	障害者手帳	身知精	第 号	年 月 日(新・再)交付	
	障害名			障害等級	級 種
世帯状況	氏名	対象者の続柄	生年月日	職業	備考 (対象者に対する介護の状況)
該当する所得区分		生活保護・(低所得1・低所得2)・一般・一定所得以上			

□住宅改修事業内容

給付を希望する理由			
改修を行う住宅の住所		杵築市	
改修工事内容	区 分		住宅生活動作補助用具
	1 手すりの取付け	2 床段差の解消	1 便器 2 手すり
	3 床材の変更	4 扉の取替え	3 スロープ
	5 便器の取替え	6 その他 ( )	4 その他 ( )

□過去の日常生活用具等の給付又は貸与の状況

区 分	給付形態	給付等年月日	給付等内容
日常生活用具	給付・貸与	年 月 日	
住宅改修費	給付	年 月 日	

□住宅環境及び介護の状況

現在の住いの状況	住宅 1 自宅 2 借家	借家の場合 家主 諾 否	1 承諾 2 否 (いつ承諾を得るか)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 なし
現在の介護の状況	入浴 1 他人の介護が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排便 1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動 1 車いす使用 2 他人の介護を必要(一部・全部) 3 自分でできる				
備考							

注 この申請書には、次の書類を添付すること。

- ① 障害者手帳の写し
- ② 対象者又はこれを扶養する者の所得証明又は前年度分の住民税の課税状況を証明する書類
- ③ 住宅改修の見積書

様式第2号(第7条関係)

杵築市住宅改修費給付調査書

① 申請書受理番号 及び受理年月日		第 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者 との続柄	
④ 対象者	氏 名		生年月 日		年 月 日		
	住 所		杵築市		性 別		男・女
	障 害 者 手帳番号		号 障 害 名		障 害 等 級		級 種 施 設 入 所 の 有 無
⑤ 世 帯 状 況	氏 名		年 齢	対 象 者 との続柄		課 税 状 況	
						課 税 区 分	
						当 該 年 度 分 市 町 村 民 税 所 得 割	
						備 考	
非課税世帯	氏 名		所 得 額		年 金 等		手 当 等
			円		円		円
⑥ 世帯区分		1 生活保護    2 低所得1    3 低所得2    4 一般 5 一定所得以上					
⑦ 住まいの状況		1 自宅 2 借家(貸主の諾・否)		⑧ 施設入所の 申請の有無		1 申請している 2 申請していない	
⑨ 給付後の生活状況 入浴・排便・移動等について該 当する状況に○をする				1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない(一部介助・全介助) 4 その他( )			
⑩ 住宅改修費 給付の有無		1 有 2 無		⑪ 給付する (しない) 理由			
⑫ 住宅改修工事の内容				⑬ 予 定 価 格		円	
⑭ 給付を受ける者又は扶 養する者が支払うべき 額		円		⑮ 公 費 負 担 予 定 額		円	
⑯ その他特記事項		※ 改修工事を行う住宅の所在地や給付する居宅生活動作補助用具(手すりや便器等)について記載する。					
年 月 日				調査員 役職名			
				氏 名 ⑰			

注 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

様式第3号(第8条関係)

福祉第 年 月 日 号

杵築市住宅改修費給付決定通知書  
様

福祉推進課長

先般提出のありました、杵築市住宅改修費給付申請書につきまして、杵築市住宅改修費給付事業実施要綱第8条第1項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付番号	第 号	給付決定日	年 月 日
対象者氏名		身体障害者 手帳番号	第 号
改修する 住宅の住所			
改修の内容及び 給付する居宅 生活補助用具名			
業者名			
業者の 住所	(電話)		
価 格	円		
対象者又は扶養 義務者が支払う べき金額	円	公 費 負 担 金	円

注意事項

- 住宅改修費は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じて、費用の一部を直接支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。
- 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。
- 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、杵築市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として(訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決を経た後、(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



福祉第 号  
年 月 日

杵築市住宅改修費給付却下通知書

様

杵築市福祉推進課長

年 月 日に提出のありました、杵築市住宅改修費給付申請書につきまして、審査の結果、却下することに決定しましたので、杵築市日常生活用具給付事業実施要綱第 8 条の規定により通知します。

却下の理由

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、杵築市長に対して審査請求をすることができます。(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に杵築市を被告として(訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求のあった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号(第8条関係)

杵築市住宅改修費給付券

① 給付番号		② 給付券発行日 年 月 日	年 月 日
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日
⑤ 居住地			
⑥ 給付を受ける者又は扶養する者		⑦ 対象者の続柄	
⑧ 住宅改修工事の内容		⑨ 価 格	円
⑩ 給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	円	⑪ 公費負担額	円
⑫ 業者名		⑬ 業者の住所(電話)	(電話)
⑭ この券の有効期限			
給付等決定者が業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日			
福祉推進課長			㊟
⑮ 改修工事の完了した日	年 月 日	⑯ 給付を受けた者又は扶養する者より受領した額	円
⑰ 受領業者名、印及び領収年月日	受領業者名 ㊟		
	領収年月日		
⑱ 住宅改修費受領者氏名及び印	㊟	⑲ 検 収 者	㊟
⑳ その他特記事項			

注 本表①～⑭⑱は杵築市福祉推進課長、⑮～⑰は業者、⑱は住宅改修費受領者が記入すること。

なお、⑮～⑱は工事完了後に記入すること。

